

明石市自治基本条例市民検証会議設置要綱

(設置)

第1条 明石市自治基本条例（平成22年条例第3号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかの検証を市民参画の下で行うため、明石市自治基本条例市民検証会議（以下「市民検証会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民検証会議は、次に掲げる事項について、各委員からの意見を市長に報告するものとする。

- (1) 条例に規定するそれぞれの制度（以下「制度」という。）の実施状況等を踏まえ、条例の内容及び制度が社会情勢に適合しているかどうか。
- (2) 制度の実施状況等を踏まえ、条例の内容及び制度が本市にとってふさわしいかどうか。
- (3) 制度が条例第25条に規定する市政運営の基本原則に適合しているかどうか。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例及び制度の検証に関して、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 市民検証会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地縁型市民活動団体を代表する者
- (3) 分野型市民活動団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長の職務等)

第5条 市民検証会議に会長及び副会長を置き、委員のうち学識経験を有する者をもって充てる。

2 会長は、市民検証会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民検証会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民検証会議の庶務は、総務局総務管理室総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民検証会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年7月22日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる市民検証会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する事務が終了する日限り、その効力を失う。